



令和3年
4月1日から

中学3年生まで

中学生にも
医療証発行

通院医療費助成も拡充!

通院助成対象年齢が
拡充されます

小学生まで → 中学生まで



●変更前 (令和3年3月まで)

年齢区分	一部自己負担金		所得制限
	入院	通院	
3歳未満	上限なし		なし
3歳以上 就学前	上限なし	800円/月	
小学生	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学生	500円/日 (月7日上限)	—	

●変更後 (令和3年4月～)

年齢区分	一部自己負担金		所得制限
	入院	通院	
3歳未満	上限なし		なし
3歳以上 就学前	上限なし	800円/月	
小学生	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学生	500円/日 (月7日上限)	1,600円/月	

※一部自己負担金は、いずれも医療機関（薬局は除く）ごとにかかる金額です。
 ※県外受診や公費医療適用の場合は、保険証の負担分を支払い、後日申請により差額を振り込みます。
 ※重度障がいのあるお子様は、3歳到達時や障がい等級が受給資格基準に達した際に別途申請が必要です。詳しくはお尋ねください。

- ★入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、これまでどおり本人負担になります。
- ★ひとり親家庭等医療の対象者、生活保護の受給者は、対象となりません。
- ★この制度は小郡市独自の取り組みですので、お住まいの市町村によって内容が異なります。
- ★医療証は申請しないと交付されません。詳細はお問い合わせください。